

第 8 4 回 宍 粟 市 議 会 臨 時 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 1 月 2 3 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 月 2 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2 会 期 の 決 定
日 程 第 3 第 2 号 議 案 宍 粟 市 夜 間 応 急 診 療 所 条 例 の 廃 止 に つ い て
日 程 第 4 第 3 号 議 案 土 地 の 取 得 に つ い て
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2 会 期 の 決 定
日 程 第 3 第 2 号 議 案 宍 粟 市 夜 間 応 急 診 療 所 条 例 の 廃 止 に つ い て
日 程 第 4 第 3 号 議 案 土 地 の 取 得 に つ い て
追 加 日 程 第 1 第 2 号 議 案 宍 粟 市 夜 間 応 急 診 療 所 条 例 の 廃 止 に つ い て
追 加 日 程 第 2 第 3 号 議 案 土 地 の 取 得 に つ い て
-

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 宮 元 裕 祐 議 員
3 番 山 下 由 美 議 員	4 番 東 豊 俊 議 員
5 番 今 井 和 夫 議 員	6 番 大 久 保 陽 一 議 員
7 番 田 中 孝 幸 議 員	8 番 浅 田 雅 昭 議 員
9 番 田 中 一 郎 議 員	1 0 番 神 吉 正 男 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員	1 2 番 大 畑 利 明 議 員
1 3 番 林 克 治 議 員	1 4 番 榎 橋 美 恵 子 議 員
1 5 番 西 本 諭 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 崎 一 也 君	書	記	小 谷 慎 一 君
書	記 岸 元 秀 高 君	書	記	小 椋 沙 織 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長 福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	企 画 総 務 部 長	坂 根 雅 彦 君
健 康 福 祉 部 長	世 良 智 君		

(午前 9時30分 開会)

○議長(実友 勉君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第84回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告3、本日、市長から議案2件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(実友 勉君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名をいたします。

8番、浅田雅昭議員、9番、田中一郎議員、以上、両議員にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(実友 勉君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

日程第3 第2号議案

○議長(実友 勉君) 日程第3、第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成16年に改正されました「新医師臨床研修制度」の影響により、宍粟総合病院におきましても医師数が急激に減少し、平成16年に26人いた常勤医が平成19年には18人まで減少したことにより、同病院での救急等の対応が非常に困難な状況となりました。

そのため、宍粟総合病院の負担を軽減することを目的といたしまして、宍粟市医師会に御協力をお願いし、平日の夜間における救急患者に対して一時的な痛みの軽減、解熱効果を上げる等の応急処置を行うための施設として、平成19年10月に宍粟市夜間応急診療所を開設して診療を行ってまいりました。

このたび、宍粟総合病院が僻地医療拠点病院の指定を受けるなど、研修体制が充実してきたことや大学医局の協力・支援によりまして、平成30年には常勤医が平成16年水準まで回復し、外来・救急の診療体制が整いつつあること、また、これまで中播磨地域で実施されていまして姫路市救急医療電話相談が平成30年10月から中播磨・西播磨地域全域に拡大されたこと、さらに近年、夜間応急診療所の受診者数が減少傾向となっていることなどの理由により、市としまして、平成31年3月末をもって夜間応急診療所を閉鎖することとし、本条例を廃止するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 市長に質疑をさせていただきたいと思うのですが、現在の宍粟市夜間応急診療所にかわる診療体制は万全なのかということで、市長に質疑をさせていただきたいと思ひます。

平成31年3月末をもって宍粟市夜間応急診療所を閉鎖するということではありますが、これまでのように1次救急の軽症患者を受け入れる体制が整備されていると言えるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほども提案理由の中で御説明したとおり、平成19年10月に宍粟市医師会の御協力を得て今日までこのような状況で開設をしておったところで

あります。また、今日、それぞれ研修体制等々、あるいは総合病院の医師の皆さん、あるいは院長等々の状況によって、ある意味常勤医もその当時の状況まで回復をしてきたと、このように申し上げたところでもあります。したがって、そのことによって、外来あるいは救急の体制が整いつつあると、このように考えておるところであります。

ちなみに、昨年度末の夜間応急診療所、一日当たり平均受診者数は1.59人ですが、公立宍粟総合病院で対応可能な人数であるとの確認もとれておりまして、宍粟市夜間応急診療所にかわる診療体制は整っており、このように考えておるところであります。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 宍粟市のホームページの夜間応急診療所について書いてあるところを見てみますと、「この診療所は突然の発熱や一時の痛みの軽減など、比較的軽症な方を対象に応急処置を行っており、この診療所を利用した方の8割は子どもで、急にぜんそく発作が出た、突然の発熱や嘔吐で一夜を明かすのが不安である方等々が診察に来られ、先生の適切な処置と手当ての方法を教えてもらい、安心して帰られています。また、症状によって専門の病院に紹介し、さらに詳しい検査も受けられており、電話による相談や問い合わせについても対応しています」というふうに書いてあるわけですが、これからもわかるように、この診療所を利用している方の8割は子ども、特に急なぜんそく発作とか、突然の発熱や嘔吐ということは、恐らく乳幼児から小学生、中学生が多いと思うんです。

そこで、この診療所が廃止された後、こういった乳幼児から児童、生徒が夜間総合病院に行って、これまで宍粟市夜間応急診療所で対応してもらったような対応をしてもらえるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 夜間応急診療所閉鎖後の幼児または小児の対応についての御質問かとお伺いしました。

今、実際に夜間応急診療所で対応していただいている先生のほうでも、全ての先生が小児に対応していただいているわけではございません。それぞれ専門の科がございまして、ホームページにはそのように今表記はしておりますが、実際、現場を見ますと、やはり来ていただいている患者さんというのは、軽微な状況での診察が多いことは確認しております。

12月の定例会の一般会計でもお答えをさせていただいておりましたが、この10月

から播磨・姫路の医療電話相談がスタートをしております、その電話によって看護師が適切な対応、アドバイスをしてくれると、そういう体制が整っております。ですので、その電話によって適切な対応をして、重篤な場合は救急での搬送をアドバイスするという、そういう対応ができますので、小児についても安全・安心は確保できると、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 市長にお尋ねしたいんですけども、先ほど福祉部長がお答えされたことによりますと、やはり乳幼児あるいは小児については、電話相談のみでしか今後は受けられないというように捉えたわけですけれども、私も経験してきたんですけども、やはり乳幼児とか、あるいは小さな子どもというのは、本当に突然のぜんそく発作、あるいは突然の発熱とかが起こります。そのときに電話相談だけではやはり不安でどうしようもありません。やはり先生にみていただいて、そのときに必要な処置をしてもらうということが絶対に必要であると、経験上考えるのですが、そこのところを市長はどのようにお考えですか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのとおりでありまして、私もそういう経験をしております。したがって、今回は総合病院である程度医師の先生が平成19年以前に少し戻ったので、そこで24時間体制で対応をしていただこうと、こういうことであります。

ただ、電話相談でいろいろありますので、それについては軽易なものについて、いろんな形で看護師さんが対応していくと、こういう状況でありますので、決して総合病院がそれをやらないというんじゃないし、むしろ総合病院で24時間体制の中で可能な限りそういった形で努力をしていこうと、こういうことありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第2号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第4 第3号議案

○議長（実友 勉君） 日程第4、第3号議案、土地の取得についてを議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第3号議案、土地の取得についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

山崎町中比地の企業跡地については、約4万平方メートルあり宍粟市の地域振興に繋げることを目的に購入の検討を行い、所有者と売買に係る協議を行ってまいりました。

その中で、老朽化が進む宍粟総合病院の建て替えも見据え、将来にわたり宍粟市民の安心・安全のため、地域医療を守り、宍粟市の医療体制の核となる施設の宍粟総合病院の建て替え候補地として購入をいたします。

この土地の取得につきましては所有者と売買協議を行ってきました結果、宍粟市山崎町中比地字石田39番6他12筆、3万8,678.80平方メートルについて、取得金額6億6,140万7,480円で、東亜林業株式会社及び松本信輔氏より取得しようとするものであります。

なお、所有者が2名であり契約はそれぞれ行いますが、当該用地は一体的に購入、利活用を行うものであり、松本信輔氏個人所有用地もあわせて議案として提案をいたします。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） それでは、質疑をさせていただきます。

土地の安全性についての質疑です。

このたび取得する土地について、土壌と地盤の安全確認はできているのでしょうか。病院を建てる用地として取得するのであれば、なおさらその点はしっかり保証されていなければならないと考えます。

もし、まだできていないのであれば、今後どのようにしてその確認をとるつもりなのでしょうか。誰が、いつの時点で、どのような方法で、また、費用は誰の負担で行うのか、お教えいただきたいと思います。

また、そのことはこのたびの契約の中にきちんと書かれているのでしょうかということで、このあたりは7億円近い大きな買い物を市民の税金を使ってしていくという上で、市民への説明責任として最低限必要なことではないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

以上です。

○議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、今井議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

まず、土壌と地盤の安全という観点であります。まず、土地の安全確認については、所有者より物件状況確認書の提出を受けて、土壌汚染が懸念されるような薬品等は基本的に使用していないことを申告いただいております。

地盤についても、これまで企業として操業され、特に事務所などのいわゆる建築構築物も多く存在した地盤であることは周知の事実であります。

将来であります。市が建築をいよいよ行うときに、その規模あるいは構造等に対応し得る地盤等々であることの調査は、その段階で必要となると考えているところでありますので、市が責任を持ってそのときに行うと、こういうことあります。

以上であります。

○議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 地盤についてはそういうことだと思うんですけども、その安全性についてなんですけども、今言われていた相手方の申告書、それを一応もちろん信用するという形でないと物事は進まないと思うんですけども、やはりいろいろと作り出したときに、思わぬものが出てきたとかというようなことも、我々としてはやっぱりそのときの対処方法というのをやはり考えておかないと、それなしで契約したんかいという話にも逆になってしまいますので、ただ、今相手方がそういうふうに言われているからだけではちょっとぐあい悪いんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 土壌汚染の関係、安全性のことについてでございますが、この敷地につきましては、御承知のとおり家具の製造でありますとか、木工加工関連事業ということを行ってこられた敷地でございます。この中で懸念されるのは、塗装剤でありますとか、あるいは接着剤、そういったものが心配をされるわけですが、今、市長が答弁させていただいたように、その報告書、告知書によってそのことについてはしっかり対応してきておるといって報告をいただいておりますし、あわせてその検査をされた報告書、そのあたりも御提出いただいて、その書面をもってこちらのほうも確認をさせていただいておりますので、その民間検査会社の報告書、そういったものをあわせて総合的に判断をさせて

いただいているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） そしたら、最後になりますけども、まず、その申告書は提示はしてもらえるのかということが1点。

それから、もう一つ、その申告書というのは、あってはならないことですが、もしも新しいものをつくっていったときに、何かが出てきたとか、ふぐあいが出てきたとかいうようなときに、相手方におかしいじゃないかというような、それを言っている、そういう法的な根拠になるような文書なのでしょうか。そのあたりの効力的な部分、そこをお伺いします。その2点お願いします。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 資料の提出については議長と相談をさせていただいて対応させていただきたいと思います。

それから、法的な部分につきましては、契約の中で瑕疵担保ということで条項を設けておりますので、一定期間についてはそのことが可能かというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 続いて、2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、発言通告書に基づき質疑させていただきます。

まず、今回のこの土地の取得についてなんですけれども、土地の確認についての質疑です。

現地確認は誰とどのようにして行われたのか。

また、土地の面積、こちら合計で13筆あるんですが、確認はどのように行われたのか。

また、隣接地域との境界線の確認はどのように行われたのか。

そして、最後になりますが、病院建設予定地であることを周辺住民に周知し同意が得られているのか。

以上、質疑させていただきます。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の用地買収の関係についての確認と境界、こういうことでありますが、今回の用地買収については、全敷地、一体的な利用を目的に全筆購入をするものとしております。したがって、これら全筆については、公簿面積により確認をしておるということでもあります。

また、病院建設についての同意ということではありますが、今回は病院建設ということで、用地の先行取得ということでありまして、今後それら必要に応じて、当然

であります、周知を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、面積とか土地の確認というのは、公簿、書類上で確認されたということで、どなたも現地を確認されたり、取引先からこういった土地ですという説明は現地では行われていないということなんでしょうか。

それと、病院建設の予定地については、今後地域住民の方々に周知されるという回答だったんですけれども、昨今、日本では、日本といいますか、例えば東京の南青山では児童や子どもの支援施設でちょっと住民の反対運動が起きたり、幼児施設とか保育施設などで地域の方々が静かな生活だったのが、子どもの声がうるさいから建設反対とか、そういった地域の方の同意を得るのに時間がかかるような事例もいろいろとニュースでありますので、その辺は今後対応ということなんでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に今後のということで周知ということであります、私は先行取得ということで申し上げたんですが、基本的には議会で議決を得て、こういった形、より具体のイメージも含めてですが、これから市民の皆さんに十分周知をして理解を得ていききたいと、このように考えておりました、先ほど申し上げたとおり、いよいよそこにどうですよということについての具体的な説明は住民の皆さんにはしておられないということでありまして、今後議決を踏まえたことを含めてできるだけ早い段階で市民の皆さんにこういったことの周知、あるいは御意見を伺う機会をつくっていききたいと、このように考えています。

ただ、もう1点の確認ということであります、当然あそこにつきましては、私も何回も行って用地をいろいろ確認しておりますが、ただ、売買の中で面積の確認については公簿の面積によって確定をしたと、こういうことありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 今回の交渉に当たっては、前回は申し上げましたように、鑑定を入れさせていただいておるところであります。鑑定に先立ちまして、現地の確認は鑑定をしていただいた先生方とともにさせていただいておるところでございます。

さらに、この敷地につきましては、周りは全て官地といいますか、里道、水路であったり、県道、そういったものに囲まれた土地でございますので、民間の方、市民の皆さんとの境界は基本的にないというところでございますので、そういう部分

での確認というのには行ってないと。ただ、現地については、鑑定の段階で一応踏査をしておるといところでございます。

○議長（実友 勉君） 2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 私も地元で圃場整備があつたり、また波賀町のほうでは山、森林の地籍調査などで、やはり土地の確認というのには測量があつたり、隣接している方の同意があつたりということで、境界線とかというのが話し合いの中で進められていっておるんですけども、やはり私もこの東亜林業さんとこの跡地を見てみますと、確かに先ほど企画総務部長が言われたように、里道であつたり、水路であつたり、私有地というところの面積はあまり多くはないかなと思っておりますが、やはり境界線というのには、私の経験上、そういったところでは重要になってきておりますので、今後はそういったところもやはり検証していただけたらなあと思っております。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） おっしゃるとおりでございます。そのことについては、水路のこともございますので、水路の水権利がある方々との今後の協議、そんなことも必要になってくるだろうと思っておりますので、そのあたりについては十分注意をしながら配慮していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第3号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前 9時56分休憩

午後 1時50分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま文教民生常任委員長から第2号議案、総務経済常任委員長から第3号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第2号議案及び第3号議案を日程に追加し、追加日程第1号及び追加日程第2号として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、第2号議案及び第3号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時50分休憩

午後 1時51分再開

○議長(実友 勉君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第2号議案

○議長(実友 勉君) 追加日程第1、第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に付託していただいております。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成31年1月23日に審査付託のありました、第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止については、1月23日に第17回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第2号議案の主な内容は、平成16年に改正された新医師臨床研修制度の影響で、公立宍粟総合病院において医師数が急激に減少したことにより、救急等の対応が困難になったため、総合病院の負担軽減を目的として、平成19年10月に夜間応急診療所を開設して診療を行ってきたが、公立宍粟総合病院の常勤医の数が回復傾向にあり、外来・救急の診療体制が整いつつあることや、救急医療電話相談(小児科)が昨年10月より中播磨・西播磨地域全域に拡大されたことにより、また、夜間応急診療所の受診者数が減少傾向になっていることなどを受け、平成31年3月末をもって宍粟市夜間応急診療所を閉鎖することとして条例を廃止するものです。

委員会の中で、夜間応急診療所の受診者は、半数以上が15歳未満の小児で、保護者にとっては夜間応急診療所に行けば医師がいてみてもらえるという安心感があった。また、受診者が減少傾向にあるとの説明でありましたが、受診者数が少ないということで廃止はおかしい、切り捨てではないのか、それは絶対にあってはならないとの意見がありました。

当局の説明では、12月の総合病院事務長の答弁で、現在の夜間応急の一日当たりの件数であれば、時間外患者の受け入れの総合病院の業務の中で受け入れますとはっきり言っている。安心して総合病院へ調子が悪ければ夜間でもまずは電話をいただければ、看護師が先生に相談して受け入れをしていく体制をとっているとのことでありました。

委員会といたしましては、夜間応急診療所の廃止になる受け皿となるよう、公立宍粟総合病院で対応できる体制をしっかりと整え、市民の安心を確保することを強く訴え、第2号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 先ほどの委員長の報告では、総合病院のほうで受け入れるということなんですけども、24時間体制ということになれば、今までの午後8時、10時というよりも安心であるとは思えます。先ほどの委員長の報告にありましたように、直接お医者さんにみていただけるということは本当に親御さんにとっても安心できるということで、本当にその辺のところが一番心配されているところであります。

先ほどの報告にありましたように、できる限り総合病院のほうでみていくという回答であったということで、それに相違ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子委員長。

○文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） そのように理解をして、今後その体制が整うよう、しっかりと訴えてまいりたいと思っております。

○議長（実友 勉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について、反対の立場から討論を行います。

この条例の廃止の議案は、平成31年3月末をもって宍粟市夜間応急診療所を閉鎖することに伴うものです。

宍粟市夜間応急診療所は、ホームページにも示してありますとおり、突然の発熱や一時の痛みの軽減など、比較的軽症な方を対象に応急処置を行っており、この診療所の利用者の多くは子どもさんで、急にぜんそく発作が出た、突然の発熱や嘔吐で一夜を明かすのが不安であるなど、このような方が診察に来られて、先生の適切な処置と手当ての方法を教えてもらって、安心してお家に帰られております。というように、市民にとってはなくてはならないものであります。

公立宍粟総合病院の常勤医の数が回復傾向にあり、外来・救急の診療体制が整いつつあることを閉鎖の理由に挙げられていますが、現状では15歳未満の小児についての対応はできないと、総合病院から聞いているとの健康福祉部長からの説明があり、小児については救急医療電話相談（小児科）が昨年10月より中播磨、西播磨全域に拡大されたので、基本的にはそれで対応してもらおうとの説明でありました。これでは現在あります宍粟市夜間応急診療所の役割が公立宍粟総合病院で果たせるのかどうかという疑問が残ってしまいます。住民の安心を保証できなくなるおそれがありますので、現時点においては、この宍粟市夜間応急診療所を閉鎖するための議案に賛成はできません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

○8番（浅田雅昭君） 8番、浅田です。第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について、賛成の立場で討論をいたします。

夜間応急診療所は宍粟総合病院の医師が減少したことに伴い、平成19年10月から開設していたものですが、総合病院の医師数も平成16年度の水準となり、夜間においても宍粟総合病院において対応できる体制となってきたことから廃止するものです。

平成30年12月議会の同僚議員の一般質問に対し、総合病院事務部長は、受け入れをさせていただき体制をとっており、安心していただけて結構ですとの答弁でありました。宍粟総合病院は市民の命と健康を守る砦であります。しっかりと対応していただくことを求めて、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしく願ひ

をいたします。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第2号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第2号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第2 第3号議案

○議長（実友 勉君） 追加日程第2、第3号議案、土地の取得についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に付託していただいております。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 本日、平成31年1月23日の本会議において審査付託のありました、第3号議案、土地の取得については、先ほどの本会議休憩の間に、第22回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第3号議案で取得しようとしている土地は、山崎町中比地の約4万平方メートルの企業跡地であり、老朽化が進む宍粟総合病院の建て替えも見据え、将来にわたり宍粟市民の安心・安全のため、地域医療を守り、宍粟市の医療体制の核となる施設の宍粟総合病院の建て替え候補地として購入しようとするものです。

この土地の取得につきましては、所有者と売買協議を行ってきた結果、宍粟市山崎町中比地字石田39番6他12筆、3万8,678.8平方メートルについて、取得金額6億6,140万7,480円で、東亜林業株式会社及び松本信輔氏より取得しようとするものであります。

審査の中で委員からは、今回購入する土地のこれまでの利用状況について質疑が出され、当局からは水田であった土地をこれまで製材業から家具、木材加工業関連事業の工場用地として利用されてきた。この間、管理、使用後のマニュアル整備、産業廃棄物処理、土壌汚染が懸念されるような薬品等の使用、職場環境、健康被害

など、検査機関の検査を受けている書類を確認し、安全と思えるデータであったことの報告がありました。

また、瑕疵担保責任の期間はいつまでか、またその期間の確認等は行われるのかの質疑が出され、当局からは瑕疵担保期間は建物等の除去後に市へ引き渡しを受け、その後1年としている。

次に、今回の契約では、特約条項として売り主側の負担で基礎を含み、全ての建物撤去と1メートル程度の掘削を行いながら、地中埋設物の撤去や調査、検査報告の提出も義務づけている。

市も管理をしながら何らかの事案が生じた場合は議会にも資料を提出との説明がありました。

これに対して委員から、瑕疵担保期間の1年の間に土地管理だけでなく、何らかの土地調査も行うべきではないかとの意見もありました。

次に、自由討議では、主に瑕疵担保期間が1年となっていることに関して討議が行われました。今回の件では、土地の経過、操業されていた事業内容、健康調査などの結果で、これまでの協議で一定の安全性は確認されているが、土地引き渡し後の安全性の担保として妥当であるか。また、仮契約として締結される事項であるため、今後の案件では議案となる以前の調査段階で委員会としても協議確認していくべきとの意見が出されました。

審査の結果、第3号議案については、適切と判断し、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。午前中の議案質疑も関連をいたしますが、委員会でさらに詳細にどのような審査が行われましたのか、2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、2点とも公有財産規則に関する事項でございますが、まず1点目は、公有財産規則の12条には、取得前の措置が明記をされております。購入でありますとか、寄附、交換、そういうことによって公有財産となるべき物件の取得をしようとするときは、あらかじめその物件について必要な調査を行わなければならないというふうになっておりますが、午前中の質疑でも言われておりましたけども、この必要な

調査についてどのような審査がされたのか、お伺いをいたします。

二つ目でございますが、同じく13条に、その取得しようとする土地あるいは建物についての文書あるいは添付書類のことが書かれてあります。土地にあっては、公図の写し、あるいは所在図及び実測図ということが明記をされておりますが、実測図が私どもの手元には資料がございません。午前中も質疑で公簿によって取得したということがございましたが、実測と公簿の違いとかということが出た場合にどうするのか、そういうことに対する審査がどのように行われたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

11番、飯田吉則委員長。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） お答えします。まず、1点目の取得前の調査についてですけれども、今回、当日資料として提出されました物件状況確認書、告知書というものですけれども、これ事業者さんから出されたものであります。これについて、内容的に説明があったという状況でございます。実地的に市の職員がそこへ出向いていろんな調査をしたということではなく、この報告書でもって確認をしておるといふ状況であると我々は認識しております。

続きまして、実測図についてですけれども、これも先ほど議員がおっしゃいましたように、審査の中でも公簿による確認というお答えでございまして、細かな部分についての実測であるとかという部分についての回答は得られてはおりません。そのとおり公簿によるものであるという回答でございます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 調査の範囲も必要な調査というのはちょっとわかりませんが、これも今ありましたように、売り主からの告知に基づいてやっているというところでございますし、それから実測も公簿を信用してというところで、全てこちら側からしっかりと確認をしたというものが何一つないわけでございますが、そういうものが議会で審議され、賛成多数で可決するということであれば、議会の責任も問われていくわけです。多額の費用を費やすこの土地に対する責任も議会は負わなければいけない、そのことに対して委員会としても今後どのようにされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則委員長。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 先ほどの委員長報告の中でも少しつけ加えた

んですけれども、今回、契約案件の契約内容についての仮契約書の提示を求めまして、委員会審査の中で確認いたしました。その中で、最終議決に至るときになって初めてそれを見るというのではなかなか我々の意見等もつけ加えることもできないということで、これ以後はいろんな意味でそういうものについては仮契約以前にそういう書類を提示いただいて、委員会のほうでも審査していくと、調査していくという部分についての確認をいたしております。

また、この物件状況確認書の中でもいろいろと委員の中からも意見が出まして、今後ともそういう部分についての確認も委員会の中でしていかなければならないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（実友 勉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第3号議案、土地の取得について、反対の立場から討論を行います。

今臨時会に提出されましたこの議案は、公立宍粟総合病院の建て替え用地ほかとして、土地を取得するための売買契約を締結しようとするものです。

この土地の取得に当たっては、約6億6,000万円という多額の公費を支出するにもかかわらず、わずか一月前の12月、突然公立宍粟総合病院の建て替えを見据えて、用地を確保するという話が出てきたり、土地所有者の方が選定した不動産屋に仲介だけではなく、代理人としてお願いしていると説明しながら、その不動産業者名や経過などの説明がなされなかったり、わからないことが多く、これでは市民に説明をすることができません。

このような短期間で今回取得する予定の土地が公立宍粟総合病院の建て替えのための適地と判断できるのか、また、病院の建て替えのための財政状況の検討資料や建て替えの根拠となる医療計画もない中で、この取得予定の土地に総合病院を建てることのできるのか、移転後、現在の総合病院はどうなるのか、わからないことばかりです。この話を知った大勢の市民から、私たちの声を聞いてから政策を進めて

ほしいという内容の意見や要望が出てきています。

以上のような理由から、この土地の取得についての議案に賛成することができません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。第3号議案、土地の取得についての賛成討論を行います。

第3号議案においては、所在地、面積、地目、取得金額、取得の相手先、取得の目的について明確に提示されています。将来負担率等健全財政への取り組みにおいても十分検討されていることと推測します。

物件状況確認書で医療、生理学、環境衛生面等において、現調査段階では売り主との契約協議において、信頼性から成り立つ契約条件に安全性が担保されており、記述検査項目について、安全妥当であると判断いたします。

委員会での仮契約書を求め、仮契約書が提出されました。委員会で審査し、当局より説明及び質疑に対する回答があり、瑕疵担保責任、不慮の場合の契約解除、特約条項等、十分に理解できました。

病院移転、建て替えに向けてのプロジェクトを早々立ち上げられることと思いません。病院という機能、市民、近隣地域の大切な生命を守る中核病院、総合病院建設並びに土地の取得について、賛成いたします。

よって、第3号議案、土地の取得について、賛成いたします。議員各位の御賛同と御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 第3号議案、土地取得について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の土地取得に関しては、引き渡し後、1年以内に病院建設工事が始まるのであれば、この今回の瑕疵担保責任1年というのは妥当なのかなと考えます。ただ、10年先の完成を見据えた場合、この瑕疵担保責任の期間が短過ぎると考えています。

実際に、これだけの土地、告知書のほうにも載っていますが、実際この軟弱地盤かどうかは不明ですと。実際この状態で市民の皆さんに土地の安全性や病院の適地であるということが我々は今のこの現時点では説明できないと。若干もうちょっとこの瑕疵担保の期間を延ばすべきなんじゃないかなという立場で、今回、以上の理由

から賛成することができないということでお願いします。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、西本 諭議員。

○15番（西本 諭君） 15番、西本でございます。第3号議案、土地の取得についての議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、取得する土地は、宍粟市の発展に大いに貢献された東亜林業跡地ではありますが、狭隘で老朽化する病院の建て替え用地として広さ、立地ともに最適と考えます。今後は、瑕疵担保期間中に全ての不安材料を払拭する努力をしていただき、宍粟市民にとって安心・安全で医療・福祉の中心地となる、そのことを願っております。

したがって、賛成といたします。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第3号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第3号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、第84回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時19分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 実 友 勉

宍粟市議会議員 浅 田 雅 昭

宍粟市議会議員 田 中 一 郎